

社会的養護の現状について

里親 制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが 不相当であると認められる児童の養育を都道府県が 里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

資料：福祉行政報告例 [平成20年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 （公立・私立）	121か所	569か所	32か所	58か所	54か所
児童定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	367人
児童現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

※「児童自立支援施設」の「児童定員・現員」については国立2か所を含まない
「自立援助ホーム」について

総数は家庭福祉課調べ[平成22年2月1日現在]

児童定員・児童現員・職員総数は自立援助ホーム連絡協議会調

(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)[平成20年12月1日現在]

小規模グループケア	446カ所
地域小規模児童養護施設	171カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成20年度]